

# 廿日市市簡易水道事業特別会計予算

一部抜粋

議案第9号

平成29年度廿日市市簡易水道事業特別会計予算

平成29年度廿日市市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ408,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成29年2月16日提出

廿日市市長 眞野勝弘

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	378
	1 分担金	378
2	使用料及び手数料	137,275
	1 使用料	137,254
	2 手数料	21
3	国庫支出金	77,300
	1 国庫補助金	77,300
4	県支出金	218
	1 県負担金	218
5	繰入金	114,167
	1 一般会計繰入金	111,483
	2 公共下水道事業特別会計繰入金	2,684
6	繰越金	1
	1 繰越金	1
7	諸収入	1,500
	1 雑入	1,500
8	市債	77,300
	1 市債	77,300
	歳 入 合 計	408,139

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 132,348
	1 総務管理費	24,163
	2 施設管理費	108,185
2 事業費		242,330
	1 事業費	242,330
3 公債費		31,461
	1 公債費	31,461
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		408,139

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 77,300	普通貸借又は証券発行	％ 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。